

## 広島沿岸海岸保全基本計画の変更について

### 1 要旨

気候変動の影響による海面上昇等を考慮した防護水準を定め、将来の高潮等に対する安全を確保するため、学識経験者、関係行政機関で構成する広島沿岸海岸保全基本計画変更検討委員会を立ち上げ、「広島沿岸海岸保全基本計画」の変更に向けた取組を進める。

### 2 現状・背景

- 広島沿岸海岸保全基本計画は、海岸法に基づき、国が定める基本方針を踏まえ、県沿岸において「海岸保全の基本方針」や「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」等を定めたものであり、4所管（農地、河川、漁港、港湾）、計427地区海岸における護岸等計画高さ等を位置付けている。
- 国の基本方針において「気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算し、所要の安全を適切に確保する防護水準を定めること」とされたことを受け、本県においても気候変動の影響を考慮した護岸等計画高さの見直しを行う。なお、国からは今回の見直しについて、令和7年度末を目処に行うよう求められている。

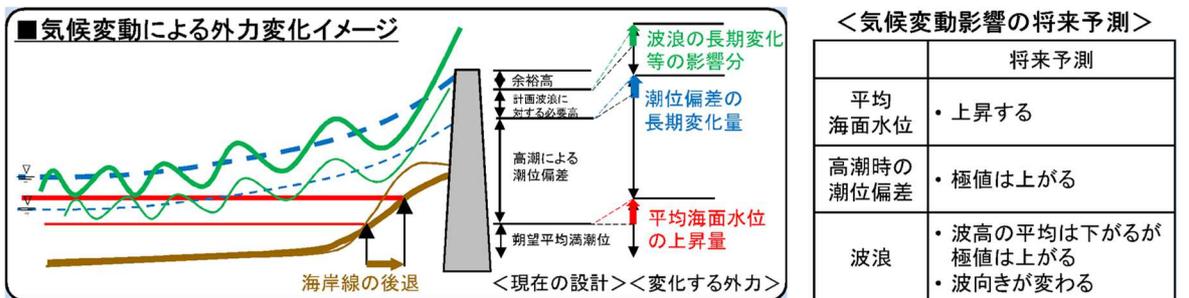
### 3 変更の考え方

#### (1) 計画期間

—

#### (2) 取組の方向

- 護岸等計画高さの見直しに当たっては、国の通知に基づき、気候変動のシナリオRCP2.6\*を前提に21世紀末に平均気温が産業革命前と比較して2℃程度上昇した気候環境における海面水位の上昇量や台風の強大化に伴う潮位偏差や波浪の増大量を推算し、必要高さを設定する。 ※パリ協定で国際的に合意された温暖化抑制目標と整合するシナリオ
- なお、昨年度までに学識経験者に意見聴取を行いながら外力の推算方法を整理しており、21世紀末における気候変動の影響は、県内13箇所の検潮所位置における試算結果として40～60cm程度となっている。



「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（国）より抜粋

#### (3) 根拠法令

海岸法第2条の3

#### 4 広島沿岸海岸保全基本計画変更検討委員会（第1回）

(1) 実施主体

広島県

(2) 開催時期

令和7年9月

(3) 実施内容

ア 議事

(ア) 変更の要旨について

(イ) 変更項目について

(ウ) 気候変動の影響を考慮した防護水準について

(エ) その他

イ 委員

別紙のとおり

ウ その他

検討委員会は非公開とし、議事概要は後日、県ホームページにおいて公表する。

#### 5 スケジュール

今年度中に検討委員会を2回程度開催し、変更計画案を作成後、関係市町の意見やパブリックコメントの結果を踏まえ、令和8年3月を目処に変更計画を策定・公表する。

## 広島沿岸海岸保全基本計画変更検討委員会 名簿

(順不同)

氏 名	所 属	備 考
ひびの ただし 日比野 忠史	広島大学大学院先進理工系科学研究科 准教授	
くろいわ まさみつ 黒岩 正光	鳥取大学工学部社会システム土木系学科 教授	
ふくい のぶき 福井 信気	名古屋工業大学工学部社会工学科 助教	
にいむら たかし 新村 貴史	広島県土木建築局 空港港湾担当部長	関係行政機関
おがきはら てつや 小笠原 徹也	呉市産業部 部長	関係行政機関

### <委員選定の考え方>

今回の変更の主たる内容である、気候変動の影響を考慮した外力の設定等の専門的知識を有する者3名及び関係行政機関の代表として、広島県土木建築局空港港湾担当部長と呉市産業部部長を選定した。